

安全データシート

作成・改定日

2017年9月28日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

トーホーピット硬化促進剤 CC-4

会社名
担当部門

東邦化成工業株式会社
技術部

住所

〒171-0033
東京都豊島区高田2-1-12

電話番号
FAX番号

03-3988-3366
03-3985-6975

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口)
皮膚腐食性・刺激性
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

区分3
区分3
区分2B

環境に対する有害性

水生環境急性有害性
水生環境慢性有害性

区分2
区分2

* 記載が無い危険有害性は、区分外、分類対象外、又は分類できないである。

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

可燃性液体。
飲み込むと有毒。
皮膚刺激。
眼刺激。
水生生物に毒性。
長期的影響により水生生物に毒性。

注意書き

[安全対策]

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
呼吸用保護具、保護眼鏡、保護面、保護手袋、保護衣を着用すること。
蒸気の吸入を避けること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。

[応急処置]

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。
直ちに汚染された保護衣を脱ぐこと。
保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。

飲み込んだ場合

直ちに医師の診断、手当を受けること、無理に吐かせないこと。

ばく露又はその懸念がある場合

医師の診断、手当を受けること。

[保管]

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一物質、混合物の区別

単一物質

化学名

ジブチル錫ジラウレート

成分	含有量(%)	化審法	CAS No.
ジブチル錫ジラウレート	97以上	(2)-2330	77-58-7

※不純物としてトリブチル錫化合物を最大400ppm含有する可能性があります。

4. 応急処置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を脱ぐこと。 皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。 眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。 水で口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水又は牛乳を飲ませる。 意識が無い時は何も与えないこと。

5. 火災時の措置

消火剤	泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂
使ってはならない消火剤	棒状水
火災時の特定の危険有害性	火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特定の消火方法	火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消化する。
消火を行う者の保護 (保護具等)	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 保護具及び緊急時措置	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離し、関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。
--------------------------	--



環境に対する注意事項	密閉された場所に立入る前に換気する。 河川等に排出され環境へ影響を起こさないように注意する。
回収、中和 (封じ込め及び浄化の方法・機材)	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、覆って密閉できる空容器に回収する。また、吸収したものを集めるときは清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱及び保管上の注意

[取扱] 技術的な対策 (取扱者のばく露防止、火災爆発の防止など)	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
安全取扱い注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 眼や皮膚への接触、吸入を避けること。 飲み込まないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
[保管] 保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙 容器は直射日光や火気を避け、密閉して換気の良い冷暗所で施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) 日本産業衛生学会	設定されていない
ACGIH(2010年版) TLV-TWA	0.1mg/m ³ (錫として)
設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
[保護具] 呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型・側板付き普通眼鏡型・ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	淡黄色透明液体
臭い	特異臭
pH	弱酸性
融点・凝固点	15～19℃(融点)
沸点	250℃以上
引火点	233℃(開放式)
爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
比重	1.05(25℃)



蒸気密度(空気 = 1)	データなし
溶解度	水に不溶 アルコール、トルエンに可溶
オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の手扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	強酸、強酸化剤、アルカリと反応する。
避けるべき条件	高温、高圧、強酸
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、錫酸化物

11. 有害性情報

急性毒性	経口 ラット LD ₅₀ 175mg/kg 飲み込むと有毒(経口)(区分3)
皮膚腐食性・刺激性	ウサギ 500mg/24H 軽度 皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	ウサギ 100mg/24H 中程度 眼刺激(区分2B)

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	情報は得られていないがジブチル錫化合物として区分2とした。
水生環境慢性有害性	情報は得られていないがジブチル錫化合物として区分2とした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	航空規制情報: IATAの規定に従う 海上規制情報: IMDGの規定に従う 国連番号: 2788 国連分類: クラス6.1 毒物類 国連品名: 有機錫化合物(液体) 容器等級: III
国内規制	陸上規制情報: 消防法、労働安全衛生法の規定に従う 海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う 航空規制情報: 航空法の規定に従う
特別の安全対策	危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物(法第57条の2)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質 No.239 「有機錫化合物」
消防法	危険物第4類引火性液体、第四石油類 非水溶性、指定数量 6000L、危険等級Ⅲ (法第2条)
船舶安全法	毒物類(危規則告示別表第1)
航空法	毒物類(危規則告示別表第1)
海洋汚染防止法	該当

16. その他の情報

注意

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありませんので、取扱いには十分な注意をお願いします。